

売買取引条件の公表

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第36条の規定に基づき、以下の通り売買条件を公表致します。

	項目	内容
(1)	営業日及び営業時間	営業日：休開市ごよみの通り 営業時間：0時から12時
(2)	取扱品目	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の生鮮食料品等
(3)	生鮮食料品等の引き渡しの方法	市場内の卸売場または会社が別に定めた場所。条例第48条2号の規則による場合は、当該等場所において物品の引き渡しを行うこととする。
(4)	販売の委託の引き受けに係る委託手数料その他の生鮮食品等の卸売に関し、出荷者又は仲卸業者及び売買参加者が負担する費用の種類、内容及びその額	委託手数料の率 野菜及びその加工品 100分の8.5 果実及びその加工品 100分の8.5以内 鶏卵 100分の3.0 その他の食料品 100分の5.0 出荷者の費用負担 通信料、運送料、売買仕切金送料、保管料、調整料、その他会社が立て替えた費用 上記以外に関しては受託契約約款または当事者間の個別取引契約によるものとする
(5)	生鮮食品等の卸売に係る販売代金の支払期限及び支払い方法	受託契約約款または、当事者間の個別取引契約によるものとする
(6)	売買取引に関して出荷者又は仲卸業者及び売買参加者に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容及び額	出荷奨励金(当該市場における取扱品目の安定的供給を図るため出荷者に対して支出する交付金) 野菜 受託取扱金額の1,000分の17以内 果実 受託取扱金額の1,000分の10以内 完納奨励金(卸売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人に対して支出する交付金) 鶏卵以外：販売金額の1,000分の10以内 鶏卵：販売金額の1,000分の3以内